



情報交流ひろば

となりまち

いこか Vol.33

亀山“駅”サイティングまつり2013

～ 鉄道にちなんだ楽しいイベントいっぱい～

10月14日の「鉄道の日」にちなんで、「亀山“駅”サイティングまつり」が開催されます。

国鉄・JRのOBによる蒸気機関車の解説会、鉄道遺産ツアー、駅長による亀山駅構内見学ツアーなど、“鉄道のまち亀山”ならではの楽しい催しが盛りだくさん。また、ご当地ラーメングランプリ2013にエントリー中の「亀山ラーメン」を味わうコーナーもあります。

【とき】 10月14日(日・祝)
午前10時～午後3時

【ところ】 JR亀山駅前広場周辺

【アクセス】 JR亀山駅下車すぐ

【問合せ】 亀山“駅”サイティングまつり実行委員会
(建設部都市計画室内 ☎0595-84-5126)



▲見ごたえあるステージイベントもあるよ！

伊賀上野 芭蕉のふるさとウォーク

～古き良き町並みを訪ねて～



▲芭蕉翁生家にも立ち寄ります

関西本線木津亀山間複線電化促進同盟会(会員/木津川市・笠置町・南山城村・亀山市・伊賀市)では、関西本線沿線地域の良さを知っていただくため、伊賀上野の町並みを散策するウォーキングイベントを開催します。ゴールでは沿線の特産品が当たるくじ引きも実施。伊賀の歴史と文化に触れる、秋の1日をお楽しみください。

【とき】 11月10日(日)

雨天決行(警報発令時は中止)

午前10時15分集合・午前10時30分出発

【受付】 JR伊賀上野駅前

【コース】 JR伊賀上野駅～水源地～芭蕉翁生家～妙華寺～上行寺～上野天神宮～ハイトピア伊賀(伊賀鉄道上野市駅前)約4km

【問い合わせ】 伊賀市企画課
☎0595-22-9621



こうかまちかど
特派員

なかしま はるか
中島 悠



まちかど 特派員のページ

『器』から伝えたいこと

一汁一菜の器プロジェクト

信楽町で若手陶芸作家として活動されている山田浩之さん。現在、山田さんが取り組んでおられる「一汁一菜の器プロジェクト」について取材をさせて頂きました。

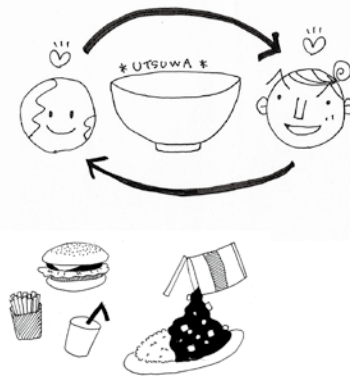
現代の食文化を見つめて

プロジェクト発起のきっかけは、東日本大震災。震災5日後に、被災地に住む知人へ連絡すると、「食器がほしい。食器を使って飲み食いをして、人間らしい生活を取り戻したい。」という思いがけない返事を受けたことから。

食事とは空腹を満たしたり、必要な栄養分を取り入れることのみではなく、見た目、香り、味、温度、歯ごたえなどの五感を使い、四季折々で楽しむ文化でもある。器はそのための大切な道具。日本が持つ食文化をもう一度見つめ直していきたい。そんな思いで始められたのが「一汁一菜の器プロジェクト」。

生活復興へ

季節を問わず食材が手に入る、食べたいものがすぐに食べられる、手間をかけずに調理ができるなど、現在の私たちが取り巻く食文化は、大きく変容しつつあります。「このプロジェクトを通じて、和食文化の良さや、用途に応じて使われる器の持つ意味を、もう一度世の中へ問いかけていきたい。」と山田さん。



づくりを目指していきたい、と考えておられます。

「一汁一菜の器プロジェクト」は、10月1～20日まで信楽で開催される「第2回信楽まちなか芸術祭」、陶芸の森会場「信楽からつたえたいコト展」に出展されます。また期間中、信楽町長野にある「cafeあわいさ」では、10月末まで「一汁一菜の器を使ったランチメニュー」が楽しめます。是非、お立ち寄りください。



お問い合わせ
第2回信楽まちなか
芸術祭実行委員会
☎700-33004
☎700-20304

写真提供：山田浩之さん
イラスト：中島悠

▼お話をうかがった山田浩之さん



▲一汁一菜の器



▲東北での器交換会の様子

浄化槽は適切な管理を

浄化槽は、微生物の働きを利用して汚水を処理する施設なので、微生物が活発に活動できるように環境を保つ必要があります。そのため、浄化槽法により次のことが義務付けられています。

◆保守点検

機器類の点検・調整や消毒剤の補給等を行うことで異常や故障を早期に見出し、予防的な措置を講じることが重要です。

◆清掃

浄化槽内に溜まった汚泥等を抜き取り、付属装置や機器類の洗浄や清掃を行うことです。

◆法定検査

公共用水域の汚染を引き起こさないように、浄化機能が十分に発揮されているか確認するためのもので、毎年1回受検することが義務付けられています。

◆費用の負担

これらの保守点検・清掃・法定検査は浄化槽管理者(浄化槽を設置し、使用している方)が費用を負担します。なお、公共下水道への接続等で浄化槽を廃止した場合には、30日以内に下水道課への届出が必要です。

10月1日は「浄化槽の日」

「浄化槽の日」は、浄化槽に関する法律である「浄化槽法」が、昭和60年10月1日に施行されたことを記念して昭和62年に制定されました。

下水道課 計画普及係
☎059-80012 / ☎059-80060